

中標津町自治基本条例

番外編

令和8年度は自治基本条例の見直しの年、
5年に1度の見直しが進んでいます！

中標津町のまちづくりの基本ルールである「自治基本条例」は、5年に1度、時代に合っている内容か、もっとこうした方がいいところはないかなど、見直すことになっています。

今年はまさにその見直しの年です。町長から「自治推進会議」に対して、見直しについての「諮問（しもん＝意見を求めて話し合ってもらうこと）」が行われ、現在、委員のみなさんによる熱心な話し合い（審議）がスタートしています。



令和8年5月 諮問書の手交の様子

☆「自治推進会議」ってなに？ どんな人たちが集まっているの？

私も委員の
一人です

全町連
下会長
館



「自治推進会議」とは

中標津町の自治が進んでいるかどうかなど、条例の運用状況を町民の立場から見守り、適正な進行管理を図るため、自治基本条例に基づき設置されている会議です。

まちのルールである「自治基本条例」が、ただの飾り（絵に描いた餅）になってしまわないようにするため、毎年、年に数回、会議を開いて話し合いをしています。

「自治推進会議」のメンバー

町内の各団体（全町内会連合会・農協・商工会など）の代表の方や公募によって参加してくれている町民の方、合わせて8名です。任期は令和4年～令和8年の5年間で

自治推進会議では、今回の見直しに向けて、令和7年度中に町内の様々な団体等と意見交換を行い、町民のみなさんの声を聞いて現状の把握をしました。

その内容をふまえ、中標津町自治基本条例が現状に合っているか、条文の改正が必要かどうかなど検討した結果を、町長に「答申（とうしん＝意見や結論を文書で伝えること）」することになっています。

自治基本条例に関する
詳しい内容は町HPを
ご覧ください



意見交換の様子

自分たちのまちのことは、自分たちで考えよう！